

『ケアマネジャー合格テキスト'18』補足情報

2018年4月18日更新-----

【該当ページ】 p.77の「原則定率1割負担」に関して、下記の「補足」を追加

○負担割合を確認するため、要介護（要支援）者等に対しては、認定時および毎年、介護保険負担割合証が交付される。

◆介護保険負担割合証

①認定者全員に交付

②有効期間は、前年の所得が把握された後の8月1日から翌年の7月31日

【該当ページ】 p.78の「高額医療合算介護サービス費」に関して、下記の「補足」を追加

○高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費は、1年間（前年8月から当年7月）に一定額（所得段階別に区分）を超えた場合に各保険の保険者から支給される。

2018年4月11日更新-----

【該当ページ】 p.58 ■4 更新認定・変更認定に関して、下記の「補足」を追加

○指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

【該当ページ】 p.405の（2）被保険者に関して、下記の「補足」を追加

○生活保護世帯に属する者は、被保険者から除外される。

○住所地特例：病院や診療所、介護保険施設、養護老人ホーム、社会福祉施設に入院・入所するため転入してきた者については、引き続き、転入前に住んでいた都道府県の後期高齢者医療制度の被保険者となる。